

～あなたの命を守る「マイナ救急」～

令和7年10月1日より、マイナ救急に係る実証事業を開始します！

○ マイナ救急とは

救急隊員が傷病者のマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みのことです。

傷病者の説明負担が軽減されるとともに、より適切な処置が受けられます。

○ マイナ救急の流れ

1 傷病者または家族が情報閲覧に同意する。

※ 救急隊員が閲覧目的等の説明を実施します。ただし、傷病者が意識不明時等の場合で同意が得られない場合は、同意を得ず実施する場合があります。

2 マイナンバーカードを救急隊のカードリーダーで読み取る。

※ 暗証番号の入力は不要ですが、顔認証ができない場合は暗証番号が必要となります。

3 救急隊員が医療情報を閲覧する。

4 情報を病院に伝えより適切な処置や搬送先医療機関選定につながる。

○ マイナンバーカードを見せるだけで救急隊員に以下の情報が伝わります

※ 次の情報以外の閲覧はできません。)

1 あなたの病歴

2 服用しているお薬の処方歴

3 掛かりつけの病院の受診歴

